



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 FEBRUARY / 166号

## ★ 特許法条約(PLT)と商標法に関するシンガポール条約(STLT) ★

知的財産を担当されている方でも、PLT（特許法条約 Patent Law Treaty）やSTLT（商標法に関するシンガポール条約 Singapore Treaty on the Law of Trademarks）は、ご存じない人が多いのではないかと思います。これらは、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化に関する条約です。近年、出願件数が多い欧米諸国の加入が進んでおり、両条約の締約国は、昨年9月時点でPLTが36か国、STLTが37か国となっています。日本はまだ加入していませんし、加入する具体的な見通しが立っていませんが、加入に向けて少しずつ準備が進んでいます。今後、法改正のたびに耳にすることがあると思いますので、参考程度に知っておかれるとよいと思います。

### 第1. 加入の目的

- ① 手続の利便性を向上させる。
- ② ユーザーフレンドリーな諸規定（手続ミスの救済、期間の延長等）を設ける。
- ③ 我が国の「出願障壁」を下げる。
- ④ 知的財産権取得のグローバル化を図る。

### 第2. 加入に向けた我が国の準備

#### 1. 2011年の法改正で整備した規定

- (1) 翻訳文提出期間徒過の救済（PLT第12条に対応）
- (2) 特許料等追納期間徒過の救済（PLT第12条に対応）

#### 2. 2014年の法改正で整備した規定

- (1) 優先権の回復（PLT第13条に対応）
- (2) 優先権の主張及びその補正の期間（PLT第13条に対応）
- (3) 特許出願審査の請求期間の徒過の救済（PLT第12条に対応）

### 第3. 今後、PLT加入に当たって対応が必要となる措置

#### 1. 出願日の認定（第5条関係）

- (1) 出願日の認定要件の明確化と補完の手続の導入（PLT第5条(1)）
- (2) 出願日確保目的だけなら、明細書の言語としてあらゆる言語を許容（PLT第5条(2)(b)）
- (3) 明細書又は図面の欠落の補完（PLT第5条(5)）
- (4) 先にされた出願の引用による明細書等の置換（PLT第5条(7)）

#### 2. 在外者による直接出願及び特許権の存続のための料金の直接納付（PLT第7条(2)）

- (1) 出願日確保目的だけなら、在外者による直接出願を許容
- (2) 在外者による特許権の存続のための料金の直接納付を許容

#### 3. 指定期間経過後の請求による救済（PLT第11条(1)）

指定期間の経過後であっても、一定期間内に限り、請求によりその手続を行うことを可能とする。ただし、審判及び異議手続は除外することができる。

### 第4. 今後、STLT加入に当たって対応が必要となる措置

1. 官庁に対する手続について期間経過後の請求による期間延長を認める（STLT第14条(2)）。
2. 使用権(ライセンス)の記録について必要となる措置を講ずる（STLT第17条及び第18条）